十	第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項、第十七条の八第二項、第四十八条の二十九の六第三項、第四十八条の三十八第三項	道路管理者は	国土交通大臣は
十一	第三十九条の二第一項、第六十四条第一項	道路管理者の	国の
十二	第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	国土交通大臣
十三	第三十九条の七第四項	同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）	同項の政令
		当該条例又は当該政令	当該政令
十四	第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）	高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路に係るものであるとき
		一の道路の道路管理者が行う	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う
		当該一の道路の道路管理者	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者
		他の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣
十五	第四十七条の二第三項	一の道路の道路管理者	国土交通大臣
		道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）	国
十六	第四十七条の七第一項、第九十一条第一項	第十八条第一項	高速自動車国道法第七条第一項
十七	第四十七条の八第二項、第四十八条の二十九の六第三項、第四十八条の三十八第三項	道路管理者の	関係地方整備局又は北海道開発局の
十八	第四十八条の三十五第一項	道路管理者は	国は
十九	第四十八条の四十二第一項	道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）	国土交通大臣
二十	第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五	特定道路管理者	国土交通大臣
二十一	第四十八条の四十九	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第四条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十五号中「第四十七条の九」の下に「、第四十八条の二十九の七」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十五の二　踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十条

二十二	第六十条	この法律	この法律及び高速自動車国道法
二十三	第六十四条第一項	割増金、第二十五条の規定に基づく料金	割増金
		道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	国
二十四	第六十四条第二項	同項の道路管理者	国
二十五	第七十条第一項	道路管理者は	国は
		道路管理者又は	国又は
二十六	第七十一条第五項	、第四十八条第四項、第四十八条の十二又は第四十八条の十六	又は第四十八条第四項
二十七	第八十七条第一項	国土交通大臣及び道路管理者	国土交通大臣
二十八	第九十一条第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	国土交通大臣
		道路管理者の	国土交通大臣の
二十九	第九十三条	当該道路の道路管理者	国土交通大臣
三十	第九十六条第五項	第三十二条第一項若しくは	第三十二条第一項又は
		又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定	の規定
三十一	第百五条	、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六	若しくは第四十八条第四項